

公 示 送 達 書

下記の者に係る軽自動車税納税通知書の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため、地方税法第20条の2の規定により公示送達します。

なお、この書類は市長が保管しておりますから、該当者は交付の請求をしてください。

令和8年8月24日

四街道市長 鈴木 陽介

氏 名	書 類 名	備 考
鵜澤 浩一	令和8年度軽自動車税納税通知書	
この掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、上記の書類の送達があつたものとみなされます。		